

福岡市政報告(2017年後期)

福岡市の財政については、10月の決算特別委員会で審査が行われ、「財政のあらまし～平成28年度決算状況及び財政状況の概要～」として発表されました。福岡市財政が置かれている現状としては、「黒字ではあるが、借金は依然多い」という問題があります。



福岡市議会議員(早良区) あらき龍昇

2017年12月

目次

1、福岡市の2016年度決算の状況 … p2

2、国家戦略特区について … p6

3、決算特別委員会での質疑

- 福岡市経済と市民所得について（アベノミクス下の福岡市経済） … p8
- こども総合相談センター「えがお館」について … p12

4、9月議会の報告

- 議案質疑 … p15
- 一般質問（市営住宅の管理のあり方について／夜間中学校の設置について） … p17

視察調査報告

第1委員会 視察調査

- 豊島区「庁舎内のICT活用」 … p19
- 川崎市「公契約条例」 … p20
- 札幌市白石区役所「効率的な区役所整備」 … p22

広報委員会 視察調査

- 京都市会 … p25
- 神戸市会 … p25

1、福岡市の2016年度決算の状況

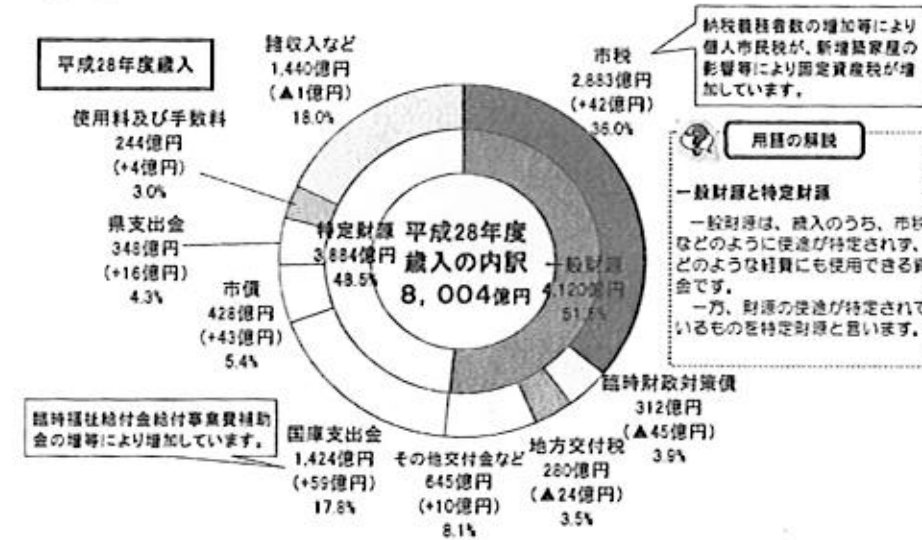
1) 国の子育て支援策や景気対策として
低年金生活者への臨時給付金などで、歳出が増えています。

■歳入決算について・・・福岡市の収入は・・・

歳入総額は8004億円と、前年度と比較して104億円(1.3%)の増となっています。

主な内訳としては、市税が2883億円(全体の36.0%)と最も大きく、次いで、国庫支出金1424億円(同17.8%)、諸収入1165億円(同14.6%)の順となっています。また、一般財源は、臨時財政対策債の減などにより、前年度に比べ18億円減の4120億円(同51.5%)となっています。

会計名	歳入	歳出	差引 (形式収支)	翌年度へ繰り 越すべき財源	再差引 (実質収支)	(前年度比) 増減率
一般会計	800,357,337	786,965,770	13,391,567	3,940,132	9,451,435	△1,240,550
特別会計	801,567,538	797,020,713	4,546,825	229,008	4,317,817	△4,961,627
合計	1,601,924,875	1,583,986,483	17,938,392	4,169,140	13,769,252	△6,222,177

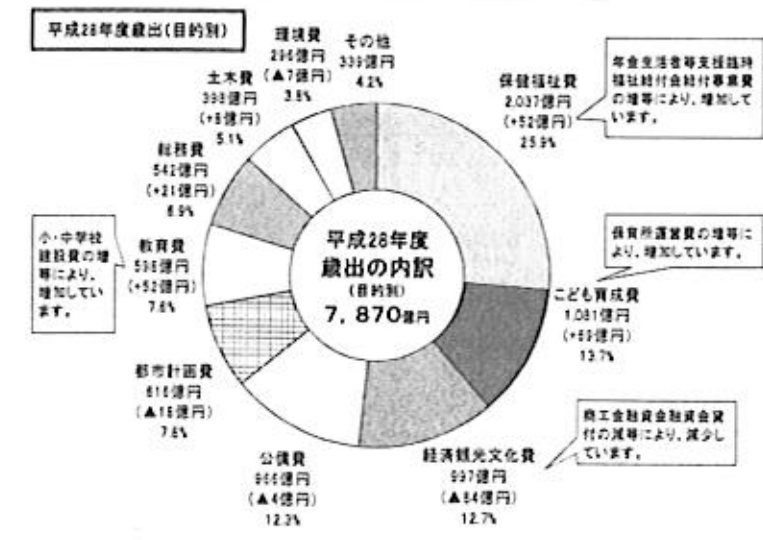


しかし、特定財源については、(安倍政権が政権維持のため、赤字国債をばらまき)低年金生活者等支援給付金=年一人6千円の給付や待機児童対策として保育園増設費および保育士の処遇改善などによる国庫支出金の増加などで、前年度に比べ122億円増の3884億円(同48.5%)となっています。

■歳出決算について(支出) (目的別歳出)

歳出総額は7870億円と、前年度と比較して103億円(1.3%)の増となっています。目的別の内訳としては、保健福祉費が2037億円(全体の25.9%)と最も大きく、次いで、こども育成費1081億円(同13.7%)、経済観光文化費997億円(同12.7%)の順となっており、これらで歳出全体の約5割を占めています。

また、前年度に比べ、主にこども育成費が保育所運営費の増等により69億円、保健福祉費が年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費の増等により52億円、教育費が小・中学校



建設費の増等により 52 億円増加しています。

福祉や教育に関する事業について、福岡市は基本的に国の補助制度がないものは実施しません。

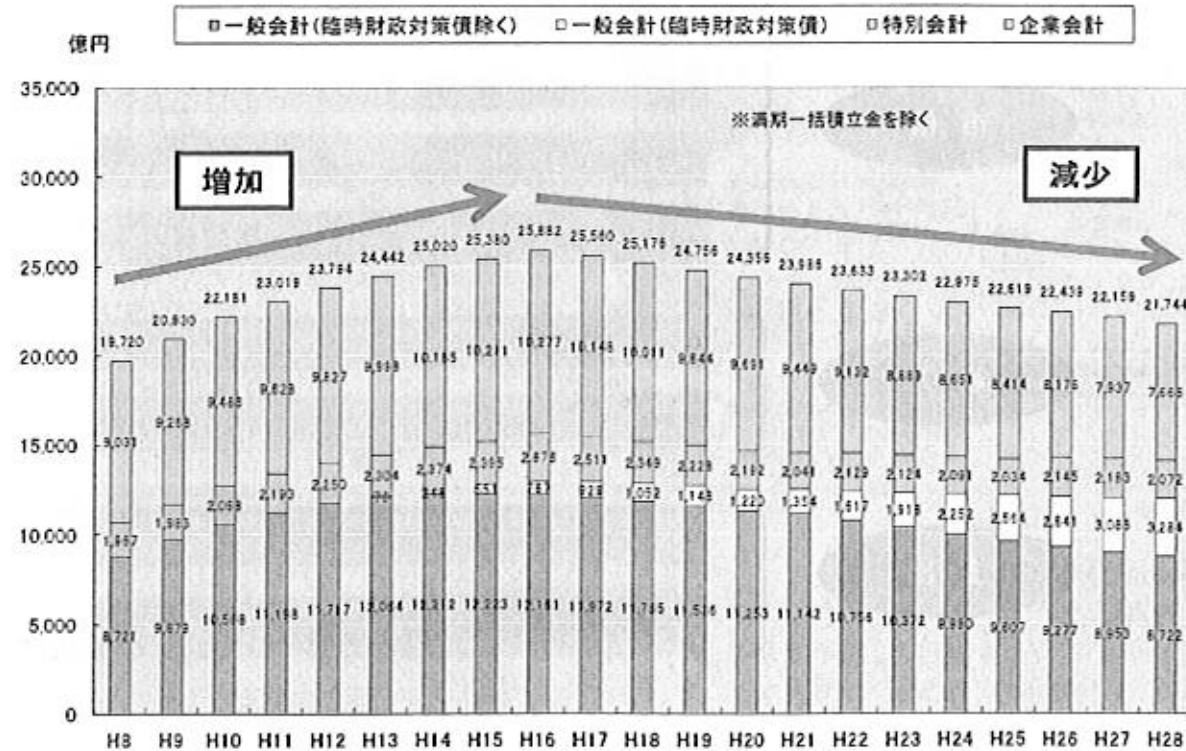
(性格別歳出)

性格別の決算額は、扶助費が、生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費、教育・保育給付費、障がい児施設給付費の増等により 63 億円増の 2083 億円となり、普通建設事業費が、小・中学校建設費の増等により 74 億円増の 865 億円増となっている一方、出資・負付金等が商工金融資金融資貸付の減等により 52 億円減の 1153 億円となっています。

2) 最終決算は黒字ではあるが、借金が依然大きいのが福岡市の財政です。

福岡市の 2016 年度決算は一般会計 95 億円、特別会計 43 億円実質収支は黒字、企業会計も単年度収支(ランニングコスト)は黒字です。実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率など財政健全化指標は基準をクリアしていますが、市債発行残高は減っているものの、3 会計で 2 兆 3436 億円、市民一人当たり 155 万円あります。福岡市は毎年 2 千億円程度の借り換えを行っており、金利が上がれば財政はたちまち厳しい状況になります。

また、“隠れ借金”と言われる PFI 事業など後年度支払いが生じる“債務負担行為”が増えていることも問題です。



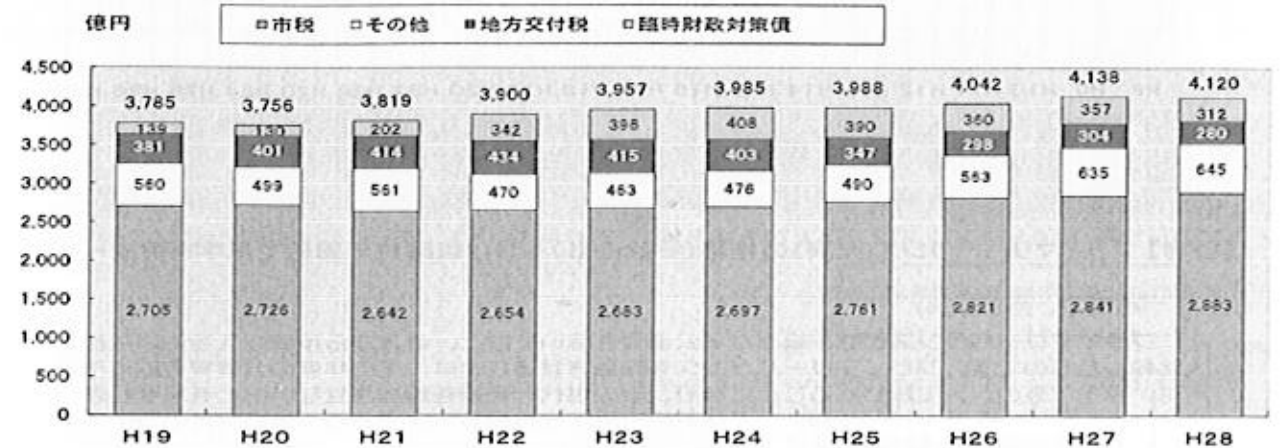
年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
歳入一括積立金を含む一般会計市債残高	19,730	20,991	22,265	23,262	24,229	25,117	25,839	26,483	27,092	28,691	28,333	29,897	29,500	28,158	24,834	24,835	24,508	24,160	24,038	23,798	23,435

3) 市税収は伸びているが義務的経費が増え続けており、財政の硬直化は進んでいます。

市税収は増えていますが、義務的経費は増えており、政策的に使える財源が少なくなる、いわゆる財政硬直化が進んでいます。福岡市では行財政計画を進め、市職員を減らし、嘱託職員を増やす、窓口業務を民間事業者へ委託を進める、公共施設の管理を指定管理者に委託することで、人件費の

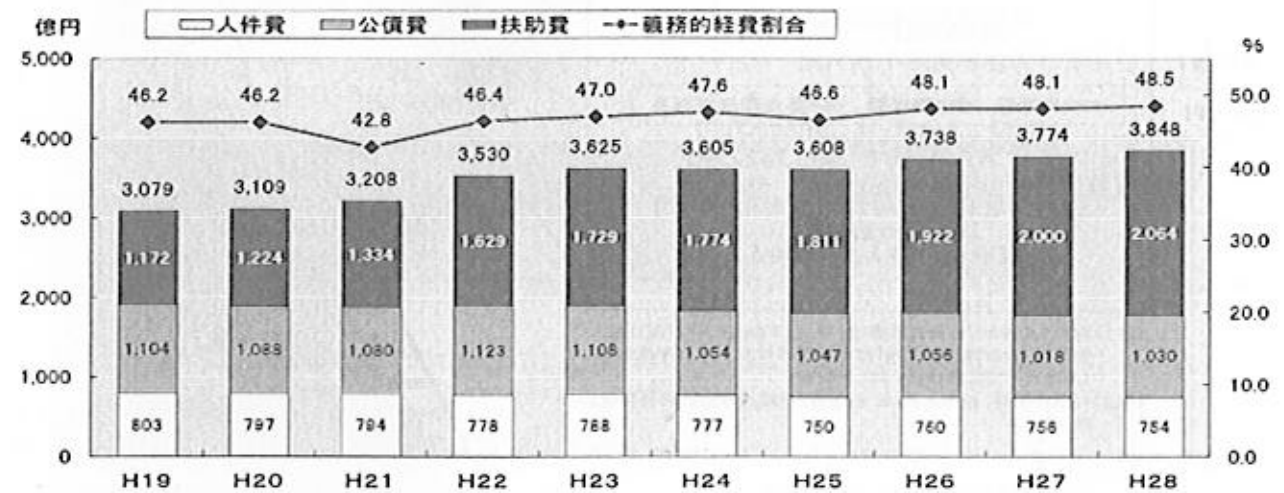
削減を進めています。また低金利の資金に借り換えを進める、市債発行額を抑制することで公債費を抑制していますが、公債費(借金の元利返済費)は 1 千億円程度で高止まりしています。超高齢社会が進み、福岡市の人口が増えるとともに高齢化率の高まりと絶対数が増えていくことは確実で、扶助費は今後とも増え続けます。国に大企業の法人税減税や金融資産課税を引き上げる、所得税の累進制を戻すなど税制の見直しを求め、地方交付税額を増やし地方の財源を確保する必要があります。

一般財源の推移



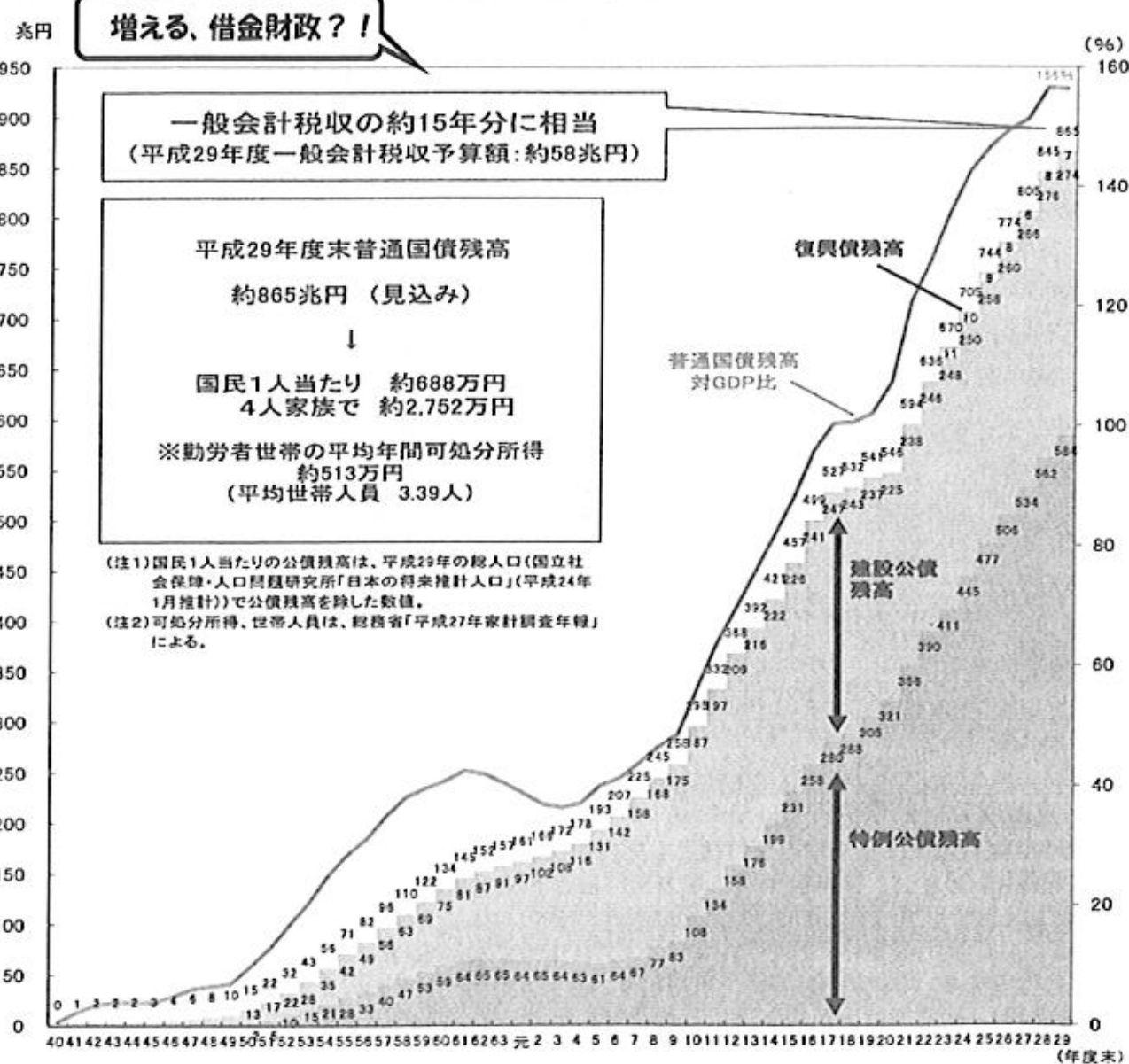
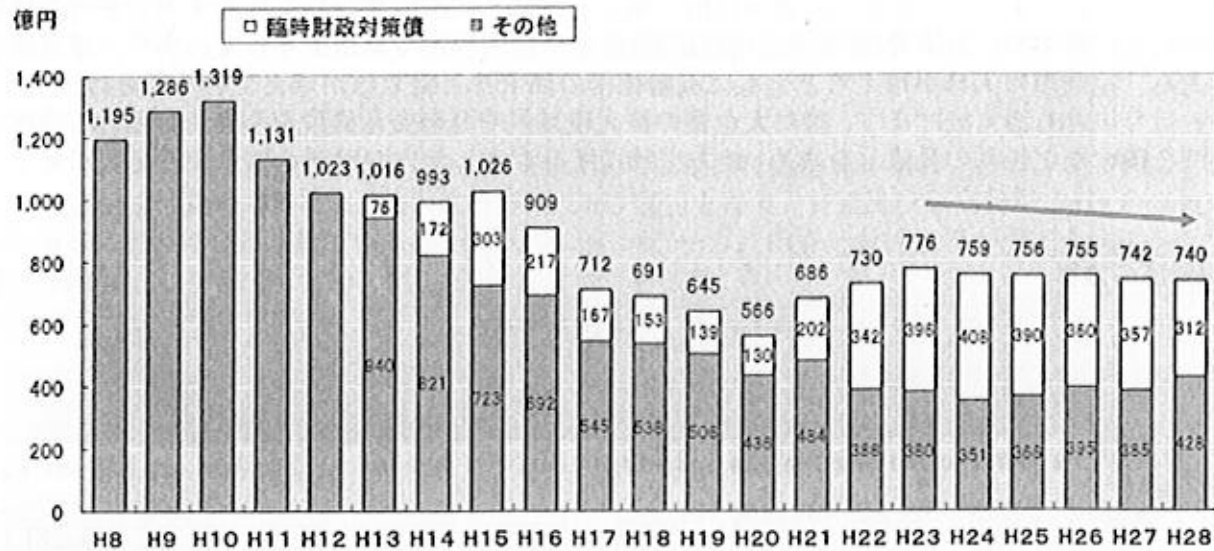
義務的経費の推移

① 決算額の推移



4) 臨時財政対策債の問題

臨時財政対策債は本来地方交付税として現金で交付されるものですが、現金の代わりに地方自治体に起債(借金)させ、国が後年度に地方交付税として元金及び利息について払うというものです。具体的には発行枠を国が指定し、自治体は指定額を起債します。国は 3 年据え置きで 4 年後から起債額を 20 年から 30 年分割で自治体に支払います。その結果、自治体の起債残高(借金)が増えることになります。国の借金(国債+短期借り入れ等)は既に 1 兆円を超えています(2017 年 6 月末 1078 兆円)。建前では国が後年度に元金及び利息分を地方交付税で払うことになっていますが、地方交付税は基準財政需要とどんぶり勘定で返済されるため、事実上自治体の負担が増える恐れがあります。地方自治体ではこの制度は止めて、現金で交付することを求めています。

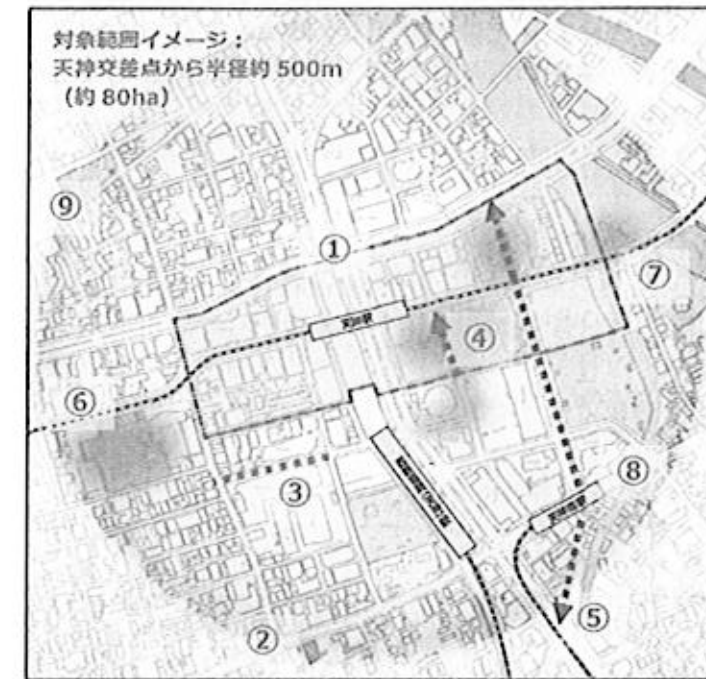


2、国家戦略特区について

1) 福岡市の国家戦略特区のメニュー、ココが問題?!

福岡市は2014年6月に東京圏、関西圏、新潟市、兵庫県養父市、沖縄県とともに国家戦略特区に指定されました。福岡市の主なメニューは「雇用創出特区=解雇特区」、「天神ビッグバン」、法人市民税減税、高度医療の規制緩和、公園内の保育園の設置などが申請され認められました。福岡市は「国家戦略特区」指定を都市の成長戦略に位置づけています。

愛媛県の加計学園で国家戦略特区の問題が改めて浮かび上がりました。国家戦略特区の本質的な問題は、安倍首相主導で選ばれた財界中心の民間人委員会で新しいルールが作られることです。国民生活に大きく影響することや、補助金など税金が多額に使われるにもかかわらず、国会での審議がないまま決まることにあります。福岡市においても議会には報告のみで、審議はありません。



“天神ビッグバン”の主なプロジェクト

- ① 航空法高さ制限エリア単位での特例承認 (天神明治通り地区 約17ha)
- ② スタートアップカフェの運営及び機能強化
- ③ 国家戦略道路占用事業 (ストリートパーティ)
- ④ 天神1丁目南ブロック (地下通路整備)
- ⑤ 天神通線の延伸検討
- ⑥ 旧大名小学校跡地まちづくり
- ⑦ 水上公園再整備
- ⑧ 地下鉄七層線延伸事業
- ⑨ 交通混雑の低減に向けた駐車場の隔地化・集約化

2) 雇用創出特区は解雇特区!!

スタートアップカフェでは厚生労働省の「労働相談センター」が設置され、「雇用条件の明確化」として起業するものに解雇指南をするものです。この件に関して九州労働弁護団から労働者の権利を侵害される懸念があると抗議されています。

雇用創出特区=解雇特区は安倍政権の企業の国際競争力をつけるために雇用の流動化・低賃金化を進める、言い換えれば企業の都合で自由に解雇ができる仕組みを作る実験場として位置づけられています。その先には成果主義・残業代ゼロ法案や金銭解雇法案が準備されています。同一労働・同一賃金及び成果主義は雇用の流動化と賃金水準引き下げに照準が合わされています。労働生産性の向上とは生産現場の効率化と同時に単位時間当たりの賃金引き下げであり、機械化による効率化だけを意味するものではありません。「雇用創出特区=解雇特区」は市民の生活向上につながるどころか、生活破壊につながりかねません。

また、外国人留学生の在日条件の緩和など、安価な労働力の提供がもくろまれています。起業における雇用の実態は非正規労働が増えています。その他、起業支援として起業後5年の期限付きで法人市民税減税の条例ができ、優良な人材提供として公務員が民間企業に就職しても同じ条件で公務員に戻れるよう条例改正が行われました。なお、特区でも非正規雇用が増えています。

3) 天神ビッグバンは大企業優遇の再開発事業

天神ビッグバン、東は水上公園から西は大名小学校跡地まで、明治通りを軸にした約 17ha の再開発計画です。天神地区ではこれまで航空法によりビルの高さは 67m であったものが、2014 年に特区に指定され 76m に緩和され、さらに 2017 年 9 月に渡辺通を挟んで東側は 115m、西側は 99m に緩和されました。続いてウォーターフロント地区も 100m に緩和されました。

天神地区の再開発事業では延べ床面積は 1.7 倍、雇用者数 2.4 倍に増え、10 年間の投資額は 2900 億円、経済波及効果は 8500 億円と見積もっています。その第 1 弾が水上公園のレストランです。このレストランは都市公園法では違法であるものを、水上公園と西中洲公園(赤煉瓦会館前)とを一体化することで都市公園法をクリアするという脱法行為をしています。しかも 900 円/m²の格安で西鉄に土地を貸し付けており、議会で問題となり見直しされることとなりました。大名小学校跡地利用計画では旧小学校本館は残し地域住民の施設も作られますが、容積率は 800%に緩和されホテルや商業施設が作られます。水上公園同様に西鉄の計画が優先的に採用されようとしています。再開発により、都心部への交通量増加の対応などが求められ、新たな福岡市の財政投資がなされることになりかねません。大企業優遇政策をとっても、市民にどれだけ恩恵が及ぶのか。アベノミクスによるトリクルダウンが起こらないことは、市民所得が上がっていないことから明らかです。

3、決算特別委員会での質疑

1、福岡市経済と市民所得について（アベノミクス下の福岡市経済）

安倍政権の 5 年間は、特定秘密保護法強行採決、戦争法強行採決、共謀罪強行採決と、国民の知る権利を奪い、国民の表現の自由を奪い、政権を批判する権利を奪い、立憲主義を否定するものでした。

経済政策では日銀による国債の大量買い付けによる金融緩和による円安誘導、日銀と年金基金による株の大量買い付けによる株価の維持、法人減税・所得税減税による大企業優遇・富裕層優遇政策を打ち出しました。しかし、日銀が目指す物価上昇 2%は達成の見通しはなく、実質賃金はマイナスが続き格差と貧困が広がりました。日銀の金融緩和政策の出口が見えないまま経済は失速寸前の状況です。

高島市政は安倍政権が進める経済政策にのり、都市の成長に投資を優先しました。国家戦略特区に手を挙げ経営者の都合で労働者を解雇できる仕組み作りを手を貸しました。その結果、福岡市でも非正規労働は増え続け、格差と貧困が広がっています。高島市長は 4 年連続で市税収が最高を記録したと言っていますが、日銀の金融緩和政策であぶれた市場の資金が不動産投資にながれたもので、実体経済がよくなったわけではありません。福岡市の地域経済が本当によくなっているのか、市民の暮らしがよくなっているのか検証する質問をしました。

1) 市税収増は日銀の金融緩和によるだぶついた資金の不動産投資によるもの

福岡市市税収の内訳を見ると、市税収増の主たるものは人口増による個人市民税と家屋等の新築増による固定資産税が増加しています。これから見ると、福岡市の経済は金融緩和による市場の資金が不動産投資に向かいバブル的な状況であり、実体経済は決してよくなっていないのではないかと思います。

〔市税収の内訳〕

	個人市民税	法人市民税	固定資産税	都市計画税	その他	合計
平成28年度	915億円	401億円	1,118億円	231億円	218億円	2,883億円
平成27年度	889億円	410億円	1,100億円	226億円	216億円	2,841億円
平成26年度	860億円	432億円	1,089億円	224億円	216億円	2,821億円
平成25年度	848億円	403億円	1,073億円	221億円	216億円	2,761億円
平成24年度	832億円	384億円	1,059億円	218億円	204億円	2,697億円

「運輸通信業」	約 7 億 9 千万円の増
「建設業」	約 4 億円の増
「金融保険業」	約 1 億 9 千万円の減
「サービス業」	約 5 億 6 千万円の減

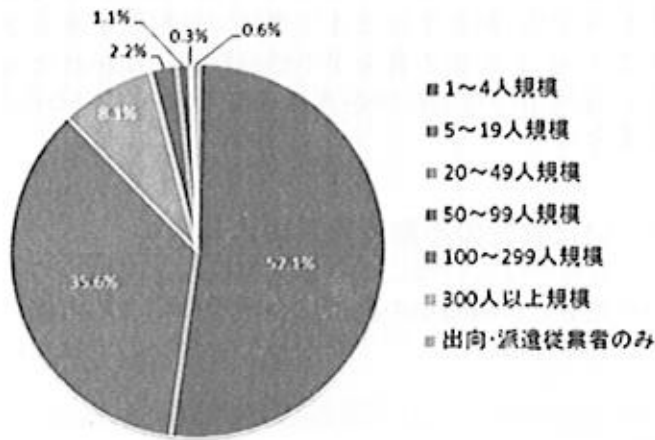
法人市民税の主な業種の増減を見ると金融保険業の減が大きく、これは日銀のマイナス金利政策による貸出金利の低下によるものと言えます。日銀の金融緩和政策により、円安が誘導され、輸出関連企業は為替差益と輸出増による利益を上げていますが、地方の中小企業は原料高による経営に大きな影響を受けています。加えて、安倍政権 5 年間の実質賃金はマイナスで消費は伸びず、スーパーや百貨店など小売業の売り上げは伸びていません。

加えて、安倍政権 5 年間の実質賃金はマイナスで消費は伸びず、スーパーや百貨店など小売業の売り上げは伸びていません。

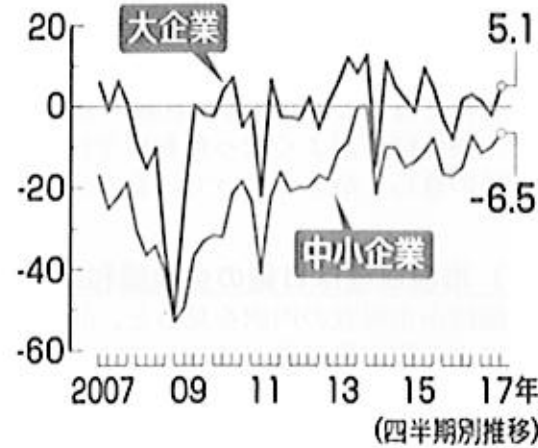
9月の内閣府法人企業景況予測調査では「緩やかに回復基調」としており大企業の景況感が2期ぶりのプラス5.1に好転しましたが、中小企業はマイナス6.5と相変わらず厳しい状況が続いています。福岡県の9月の「県内経済の動向」でも、「業況判断は改善している」としているものの、個別を見るとまだ模様で鉱工業指数生産指数は頭打ち、企業景況判断指数はマイナス、中小企業景況判断指数も大きくマイナスとなっています。また、二人以上世帯の消費支出は上向しているものの、小売業販売額は頭打ち、百貨店・スーパーの売り上げもマイナス基調となっています。税収も金融緩和策で市場に溢れた資金が不動産投資流れたもので、福岡市は福岡県内の卸売業の7割、小売業の4割弱を占め、中小企業が多数を占める状況から見ると、決して成長基調にあるとまでは言えません。

福岡市の事業所及び従業者の従業者規模別構成比（民営のみ）
平成26年

【事業所数】 74,256事業所



企業の景況感（「上昇」-「下降」）



2) 財政硬直化が進んでおり、どこに政策の重点を置くのが課題！！

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
経常一般財源(億円)	3197	3215	3241	3388	3359
人件費	786	758	769	765	762
扶助費	1797	1831	1942	2020	2083
公債費	992	980	961	961	958
義務的経費合計	3574	3570	3672	3746	3803
経常収支比率	91.7%	90.8%	93.3%	92.5%	94.3%

※経常一般財源及び義務的経費は、一般会計ベース

歳出をみると、人件費は抑えてきていますが、扶助費は増え続けており、経常一般財源が増えているものの、経常収支比率は上昇する傾向にあります。市税収は増えていますが、財政硬直化が進んでいます。現在商業地の地価上昇や臨海部の再開や天神都心部再開発、マンション建設などによ

り税収の中心である固定資産税が増えています。しかし、日銀の政策変更で金融引き締めが始まればバブルははじけ、固定資産税等は今後とも増え続けるとは考えられません。人口減少・超高齢社会で日本経済は縮小せざるを得ず、将来も厳しい財政状況です。どこに優先して投資するのか、市の政策として問われます。

3) 福岡市の経済を元気にし、市税収を上げるためには
中小企業・小規模事業所の支援対策が必要・・・！！

【正規雇用と非正規雇用労働者の推移】

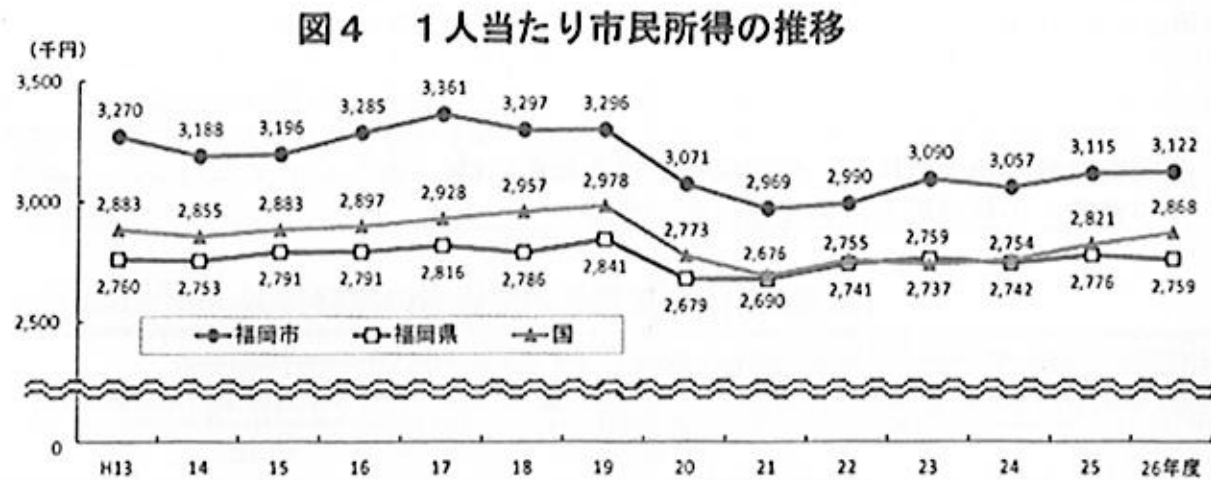
○ 非正規雇用労働者は、平成6年から以降現在まで緩やかに増加しています（役員を除く雇用者全体の37.5%←平成28年平均）。
○ 正規雇用労働者は、平成26年までの間緩やかに減少していましたが、平成27年については8年ぶりに増加に転じ、平成28年も増加しました。



では、市民生活はどうでしょうか。厚生労働省の調査によると正規雇用も増えているが、非正規雇用も増え続けており、2016年の調査では非正規雇用は2023万人、37.5%となっています。非正規雇用の約5割はパート、2割がアルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託を併せて3割弱となっています。不本意で非正規雇用の状況にあるものは全体で15.6%、25～34歳では24.3%、35～44歳では17.9%、45～54歳では16.8%となっています。福岡市でも同じような状況と考えられます。求人倍率は2017年8月調査では、1.52倍となっていますが、6月調査によると正規職員の有効求人倍率は季節調整で2004年調査開始以降初めて1.01倍と1を超えたとしており、求人も非正規雇用が多いことがうかがわれます。特に若年層の正規雇用の取り組みが必要です。

6月の毎月勤労調査によれば求人の業種は医療・福祉関係が21%、卸・小売りが15%、飲食等13%、30人未満の事業所が65%となっています。福岡市の状況を見ると20人未満の事業所は88%、20人未満の事業所の従業者の割合は全体の28%、100人未満の事業所数は98%、100人未満の事業所の従業者の占める割合は全体の72%となっています。以上のことから、福岡市の経済を元気にし、市税収を上げるためには中小企業・小規模事業所の支援対策が必要です。

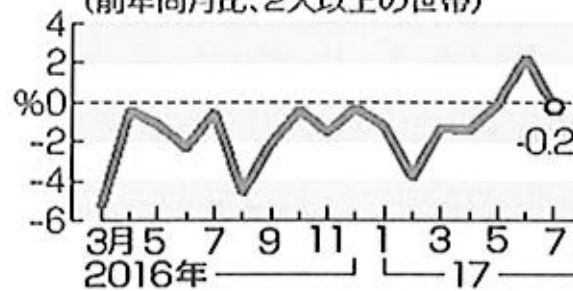
4) 地域経済活性化は、市民所得の向上で！！



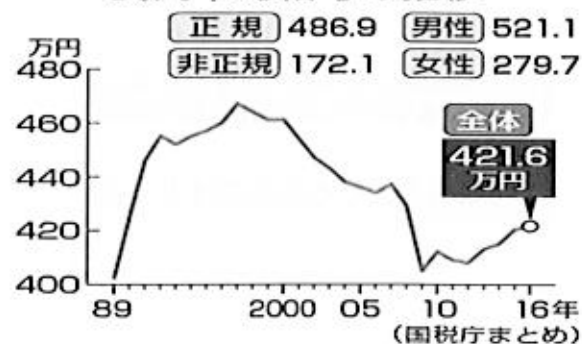
内閣府企業景気予測調査や福岡県の「県内経済の動向」を見ても、中小企業の経営状況は依然厳しいことが見えています。金融保険業の法人市民税の減は日銀のマイナス金利政策の副作用であり、地域経済に及ぼす影響が懸念されます。また雇用環境は改善したものの、「福岡市民経済計算」の「市民所得」が平成17年の336万1千円に比較して未だ312万2千円と低い水準にあること、「県内経済の動向」の「決まって支給する給与」は25万5千円前後で推移していることから、この間非正規効用が増えており市民の所得は増えてはいえません。中小企業が多く、サービス業や小売業が中心の福岡市経済を活性化させるためには、中小企業の支援とともに市民の購買力を上げることが重要です。市民の所得を増やすために、保育士や介護労働者の処遇改善と雇用の機会の拡大、住宅リフォーム助成制度による地場中小企業への受注機会の創出、公契約条例による賃金の底上げなどが必要と考えます。

アベノミクスの破綻が見えており、実質賃金は安倍政権の5年間ほぼマイナスです。国税庁の民間給与実態調査によると2016年の民間平均給与は421万円、4年連続増加していますが、1997年の467万円に比べると46万円も低くなっています。加えて、正規職員の平均給与487万円、非正規職員の平均給与172万円と正規職員と非正規職員との給与格差が広がっています。大企業は円安効果により収益を上げていますが、収益は内部留保と株主配当に回り、労働分配率は下がり続けており賃金には反映されていません。賃金が上がらない状況で、円安による物価上昇により実質賃金は今後もマイナス基調と考えられます。日銀の金融緩和政策による過剰な市場資金による不動産投資と、日銀及び年金による株購入による株価の上昇・維持による経済構造はいずれ破綻します。不動産投資の上に成長する「都市の成長」政策は砂上の楼閣といえます。都市の成長によるトリクルダウンは起こっていません。都市再開発、大企業優先の都市の成長を優先する政策からの転換を求めました。

1世帯当たりの実質消費支出
(前年同月比、2人以上の世帯)



民間平均給与の推移



2、こども総合相談センター「えがお館」について

こども総合相談センターはこども支援のために、こどもに関する相談事業・障がい認定事業、虐待防止・社会的養育や不登校・いじめ対策などのこども支援事業を行っています。昨年児童福祉法が改正され、こどもが権利主体であることが明確にされ、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭的養育優先の理念が示されました。これまでの社会的養育をこどもの権利擁護を実現するために大胆な改革が「新しい社会的養育ビジョン」として提言されています。そこで、福岡市のこども支援事業の中心に位置するこども総合相談センター「えがお館」の電話相談、面接相談の業務体制について質問しました。

1) 児童虐待対策について

右表のように、児童虐待の相談件数が年々増えています。社会的な関心が深まり、相談件数が増えていると考えられます。児童虐待防止のためには、発生予防対策として早期発見、早期対応が重要とされています。虐待は幼児期から始まるといわれています。こども総合相談センターでは、面接相談は専門的・継続的な相談が必要な場合に児童福祉司や児童心理司等が相談をお受けし必要に応じて各種心理判定や医師の診断を行いながらケースワークやカウンセリングを実施するものと答えています。相談員の資格は児童福祉司には社会福祉士等、児童心理司・心理相談員には臨床心理士の有資格者等を充てています。

児童虐待対応件数	全国	福岡市
平成25年度	73802件	415件
平成26年度	88931件	547件
平成27年度	103286件	563件
平成28年度	122578件	976件

2) 地域での包括的な取り組みについて

虐待の防止、親子関係の再構築、家庭復帰に向けた家庭環境の調整、家庭復帰後の虐待の再発防止等のための家族支援の充実、施設による地域の里親等への支援、子育て短期事業等の地域の子育て家庭の支援など、家族支援や地域支援の充実が重要です。地域で包括的に子ども支援をすることが提議されています。こども総合相談センターと他の機関との連携について、「平成20年度から民生委員・児童委員が乳児のいる家庭を訪問し地域と子育て家庭とのつながりをつくる「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施するとともに、平成27年度から産後早期の支援の充実を図るため助産師等の専門職が生後3か月頃の乳児がいるすべての家庭を訪問する「新生児全戸家庭訪問事業」を実施している。また平成29年7月に各区保健福祉センターに子育て世代包括支援センターを設置し、新たに配置した母子保健相談員がすべての妊婦に面談を行うなど妊娠期からの相談支援体制の強化を図るとともに、関係機関とも連携しながら妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っている」と答えています。

3) 社会的養護の取り組みについて

虐待されたこどもの家庭的養育として、里親制度や特別養子縁組の取り組みが重要とされています。こども総合相談センターでは、「平成17年度から里親養育支援共働事業を実施し里親制度の普及啓発や里親・里子への支援の充実を図っている。また平成28年度から乳幼児里親リクルート事業を開始し乳幼児専門の養育里親の新規開拓に取り組んでいる。第4次福岡市子ども総合計画において平成31年度末の里親委託率の目標値を40%としており平成28年度末現在で39.7%に達している」と答えています。

4) 職員体制について、職員数及び正規職員配置を求めました。

児童虐待防止のためには個別ケースについてアセスメントを行い、具体的な支援計画を立て、検証することが重要とされています。そのためにも、個別ケースに対応できる体制ができているのか問われています。特に経験や継続的な取り組みができることが重要です。そこで人員体制を質問しました。

答弁は、3年間の面接相談件数は平成26年度4171件、平成27年度4326件、平成28年度5134件、児童福祉司はすべて正規職員で過去3年間の配置数の推移は平成26年度が30人、平成27年度・28年度が32人（平成29年度は33人）。児童心理司・心理相談員は平成26年度17人（正規職員10人、嘱託員7人）、平成27年度18人（正規職員11人、嘱託員7人）、平成28年度19人（正規職員12人、嘱託員7人）と答えています。

こども虐待防止と、こどものアセスメントと支援計画の策定、虐待を受けた子どもの支援及び施設退所から社会人への自立支援、家族関係の再構築や加速の支援、支援計画の見直しなど、相談員の職務は高い専門性および経験の蓄積、取り組みの継続性が求められます。福岡市では嘱託職員は週5日、27.5時間の勤務になっています。非正規職員が多い状況で、長期的な取り組みや多様な機関との連携が構築できるのか疑問があり、正規職員の増員を求めました。

5) 教育相談について

こども総合相談センターでは教育委員会と連携して、不登校いじめなど学校に関わる電話相談や面接相談不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立を目指した適応指導教室いわゆる「はまかせ学級」の運営を行っています。過去3年間の電話などによる相談件数は平成26年度8080件、27年度9939件、28年度10678件。電話相談などを行っている臨床心理士である教育カウンセラーは28年度までは嘱託員7名で対応し、29年度から1名増員し8名で対応しています。適応指導教室については過去3年間、正規職員である指導主事2名と嘱託員である心理士などの5名で対応しています。

国は平成31年までにスクールカウンセラーは全ての小中学校に一人、スクールソーシャルワーカーは全ての中学校に一人配置するとして、毎年度予算化しています。福岡市はどのような計画を進めているのか質しました。福岡市は、「国の事業予算の範囲内で1/3程度が補助され、残りを福岡市が負担している。国の教育支援体制整備事業費補助金を活用し、28年度は中学ブロック・高等学校・特別支援学校にスクールカウンセラーを合わせて46人、小学校及び教育相談課にスクールソーシャルワーカーを24人、教育相談課にスクールソーシャルコーディネーターを3人配置している。今後の配置については成果と課題を検証しながら教育相談体制の充実に努めていく」と答弁しました。私は市費負担が2/3あることを理由にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を渋ることは問題と指摘しました。また、昨年度から新たに学校と地域との連携を図るスクールソーシャルコーディネーターが配置されるようになり、福岡市では3名配置されました。国の補助率は1/3ですが、積極的に配置することを求めました。

6) 「若者支援」を求めました

福岡市では19歳まではこども総合相談センターで支援し、20歳を超えると精神保健センターなどに紹介する仕組みになっています。しかし、子どもの支援は継続性が重要であり、担当者との信頼関係の継続が重要と考えます。20歳以上は精神保健センターの相談を紹介するという今の福岡市の取り組みは問題と考えます。先日彦根市の子ども・若者総合相談センターを訪問しましたが、そこでは15歳から39歳までの若者相談として取り組んでいます。福岡市でも継続した取り組みの検討を求めました。

7) 嘱託ではなく正規職員の配置が重要です。

安心して生活する場所がないこどもが増えていることは問題です。こどもの権利条約ではこどもの権利として、①生きる権利、②守られる権利、③育つ権利、④参加する権利を謳っています。それを保障する重要な機関としてこども総合相談センターがあります。専門性と経験が求められ、継続性が求められる職です。ところが職員数も十分なのか、非正規職員が多く、個別対応や取り組みの継続性に制約があり、十分機能できているのか疑問です。こどもの権利を守るために、こども総合相談センターの職員数を増やす、正規職員を増やすことが重要です。

平成28年の児童福祉法改正で子どもが権利主体であることが明確にされました。このことを踏まえ、新たな社会的養育のあり方に関する検討委員会は社会的養育の改革の行程を示す「新しい社会的養護ビジョン」を提言しています。ビジョンでは、①市町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能の強化と一時保護の改革、③代替え養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追って徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、④永続的解決（パーマネンシー）保護の徹底、⑤代替え養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底などの改革を平成29年度から着手するよう求めています。福岡市においても、新ビジョンが確実に実施できるよう国に財源措置を求めるとともに、高い専門性と経験豊富な人材を育成し、先進的な取り組みを進めることを求めました。

4、9月議会の報告

■議案質疑

9月定例議会の主な議案は、住民票に希望する市民の旧姓を表記するマイナンバーシステムの改修費、西鉄大牟田線連続立体交差事業、都市高速道路から人工島への接続道路建設、河川改修などの公共工事の国の補助額増にともなう一般会計の増額補正、立地交付金交付事業所の増による一般会計の増額補正および関連して港湾整備事業特別会計の増額補正、百道公民館および老人憩いの家と百道小学校体育館兼講堂との合築改修工事費の一般会計増額補正および工事契約、住宅セーフティネット法改正による住宅要配慮者用賃貸住宅登録料を定める建築関係手数料条例の一部改正などでした。

1) 住民基本台帳費のシステム改修について質問しました。

この議案は住民票に希望する市民の旧姓を表記するためのシステム改修費です。女性の活躍を支援するという事で、住民票に旧姓を併記することで、諸証明等の手続きを簡素化するという事です。どのように希望を募るのか、周知ができるのか、またその後継続的に処理を続けることになり、二重・三重の手間と経費がかかると考えられます。これまでも夫婦別姓選択制度に法改正を求める声がありました。今回の措置を考えた場合、法制度を整備することが本質的な解決であり、このような小手先の対策は税金の無駄遣いといしか言いようがありません。市長は国に夫婦別姓が選択できる法改正を求めるべきです。

2) 人工島接続道路に関する補正予算案について質問しました。

この人工島接続道路は都市高速道路から直接こども病院そばに乗り入れる道路を建設するものです。この道路建設による効果はわずか数分程度の時間短縮しかないといわれるもので、そのわずか数分程度の時間短縮のために292億円もの費用を投じる必要はないと、これまでも建設反対を主張してきました。国の借金は2016年度末で1073兆円になっており、借金は今も増え続けています。福岡市の市債発行残高も2016年度2兆3436億円であり、国も地方も厳しい財政にあります。他方、超高齢社会、人口減少社会を迎え経済成長が望めない状況の中で、年金の削減、医療費・介護費の負担増など、国民負担は一段となっています。

このような状況で、わずか数分程度の時間短縮のために292億円もの税金を使うことが許されるとは考えられません。超高齢社会に突入し高齢者やその家族の支援が必要であり、また待機児童対策など子育て世代への支援、非正規雇用が広がり低所得で家族も持てない若者が増えており若者世代の支援、増えている障害者支援など、市民生活の支援を優先すべきです。今回の補正予算案は安倍政権の支持率維持のためのばらまきの一環であり、このような無節操な事業のあり方に反対するものです。

3) 立地交付金に関する補正案について質問しました。

立地交付金交付274億円の内84%の229億円が人工島の土地処分に使われていること、人工島内では物流施設など大規模事業所は、件数は少ないが所有の形態が多い、他方、知的産業やグローバルビジネスなどは規模が小さく賃借型が多いことに加え、件数も多いことが見えます。立地交付金事業による雇用を見ると、平成28年までの雇用は9208人ですが、非正規雇用は5759人で全体の62.5%を占めており、平成28年度制度変更後では市内居住者の雇用は487人、市外居住者108人と、市内居住者の雇用が優先されていますが、市内居住者の非正規雇用は254人と半数を占めています。

以上のことから、非正規雇用が多いこと、雇用先も小規模事業者が多いこと、交付事業所214社の内45社2割強が既に撤退していること、補助制度開始以来、平成28年度まで11年間の累計で20億円しかなく、市税収増がそれほどでもないことから経済効果が果たしてどの程度あるのか疑問です。また、人工島の土地処分に立地交付金の84%も使われており、人工島の土地造成単価を大きく割り込む価格で土地処分が行われている実態と併せて考えると、経費対効果はきわめて低いといえます。立地交付金は一般会計から全額支出されており市民生活への影響はきわめて大きいといえます。超高齢社会に突入し高齢者やその家族の支援が求められ、安心して生み育てられるよう子育て支援も喫緊の課題となっているような中で、一般会計から多額の立地交付金を支出することは問題と考えます。

4) 福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例案について質問しました。

この条例案の一部改正する理由は「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」いわゆる「住宅セーフティネット法」の一部改正に伴うものとなっています。今回の条例改正は10月25日施行に伴い、住宅確保要配慮者に対して賃貸住宅の提供に同意し登録申請する個人および事業者の登録等の事務を行うための手数料を定めるものです。登録すると住宅の改修費の補助や家賃補助等を国および市から受けることができます。

今回上程された条例改正案は登録受け付けについてのみであり、答弁においても市としてのセーフティネット制度の新たな取り組みに関して、市としての取り組みの全体像が明確にできているようには思えません。住宅は福祉の原点です。地域包括ケアシステム構築が求められている今日、高齢者、障がい者、低所得者、子育て世代、外国人など住宅確保要配慮者への居住支援協議会による入居支援にとどまらず、地域の様々な団体との連携が必要です。また、世帯収入が300万円以下の世帯が平成25年度46.5%、400万円以下では62.3%と低所得世帯が増えている現状をみると、低所得世帯への住宅費の負担軽減策も重要です。地域包括ケアシステムと連携させること、早急に支援メニューを充実させること、また市民および賃貸住宅所有者に住宅セーフティネット法および市の施策を周知することを求めました。

また、野村総研の予測では、今後世帯数の減少も相まって2023年には全国で空き家は1400万戸になると推計しています。福岡市も例外なく空き家が増えると考えられます。福岡市は集合住宅が約3/4となっており、住宅の建て替えや除却がうまく進まなければスポンジ状のスラム街を生じる恐れがあります。住宅セーフティネット法の活用による空き家活用とともに、成長管理政策をとるなど将来の対策を求めました。

○立地交付金の交付実績(10年間)及び今後の交付見込 (単位:千円、人)

交付年度	交付件数 (うちIC分)	延べ社数 (うちIC分)	交付額 (うちIC分)	雇用者数		
				正規	非正規	合計
H18	12	12	122,711	127	1,393	1,520
H19	22	19	167,410	135	329	464
H20	22 (1)	16 (1)	150,698 (13,306)	213 (1)	401 (2)	614 (3)
H21	11 (2)	9 (1)	133,845 (53,229)	122 (18)	75 (6)	197 (24)
H22	13 (3)	11 (1)	217,600 (158,841)	144 (54)	274 (-)	418 (54)
H23	15 (1)	14 (-)	47,405 (21,766)	92 (-)	68 (-)	160 (-)
H24	15 (2)	14 (1)	265,817 (120,513)	219 (3)	246 (3)	465 (6)
H25	20 (4)	20 (4)	774,905 (611,359)	219 (51)	483 (5)	702 (56)
H26	25 (4)	21 (2)	704,756 (116,826)	254 (89)	302 (65)	556 (154)
H27	23 (5)	21 (5)	2,405,329 (2,225,536)	552 (413)	516 (422)	1,068 (835)
H28 以降		48 (28)	23,943,608 (21,617,916)	2,203 (1,688)	1,809 (1,395)	4,012 (3,083)

※雇用者数は事業計画上の当初雇用者数

※()は、アイランドシティ分内数

■一般質問

1) 市営住宅の管理のあり方について質問しました。

中田村団地自治会のエリアの住民は、不法にバイクを持ち込むグループにより、夜間に騒がれ、注意すると脅しや嫌がらせを受け、無法地帯ともいえるような環境で、10年間もの長年にわたり苦痛を味わってきました。不法に持ち込みはさせない、不法に持ち込まれたものは速やかに保管場所に撤去する、他の住居者への威嚇や迷惑行為は厳しく対応するなど徹底した取り組みをも求めてきました。住民は自治会として、住宅供給公社に情報を提供し対策を求めてきたにもかかわらず解決できず、逆に住民の管理責任を問うかのような発言もあったように聞いています。このような経過の中で、住民は住宅供給公社に強い不信感を持ってしまいました。今回中田村自治会の方の相談を受け、市に解決を図ることを求めるとともに、一般質問をすることで、事態の重大性を市に認識してもらおうことにしました。

田村団地の問題が10年間解決できなかった大きな要因は、住宅供給公社および住宅管理課と他部局、警察等の連携の不十分さにあったと考えます。地方自治地の本旨は「住民の福祉の増進を図る」ことです。市民が安心・安全に暮らせる環境を作ることは市の責務です。とりわけ市営住宅は市が管理する施設です。一義的に指定管理者の住宅供給後者に管理責任があるにしても、市は住民の声を真摯に受けとめ、関係機関と連携をとって、このような事態が今後起こらないよう対策を講じることを強く求めました。

2) 「夜間中学校の設置」について質問しました。

夜間中学校は敗戦後の混乱期に、生活難などから昼間に就労などせざるを得ない児童が増え、昼間に就学できない児童を対象に、教師の自主的な取り組みとして始まりました。日本経済が復興する中で1955年87校まで増えましたが、その後1968年には21校までに減少。1969年から各地で夜間中学校の設置運動が起こり現在は全国で31校となっています。いまも不就学児童は多数存在し、平成22年の国勢調査では15歳以上の未就学者は12万8千人いるとされています。このような事情から、夜間中学校は就学適齢期を過ぎた方も受け入れられてきました。

2014年に文科省では夜間中学の実態調査を行っており、公立の夜間中学以外にも自主夜間中学校や識字教室は321カ所、約7400人いるとされています。調査結果では夜間中学校は一定のニーズがあり、自主的な夜間中学校や識字学級には不登校などによって義務教育を十分受け入れられなかった義務教育者もいます。2015年の調査では不登校児童は12万6千人いるとされ、90日以上不登校の児童は約6割を占め、年々増え続けています。

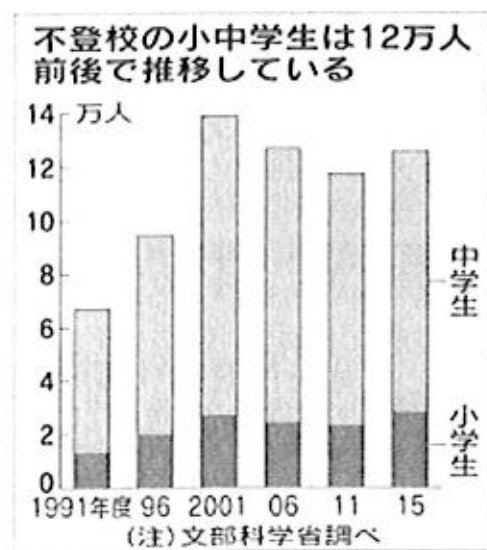
憲法26条の教育を受ける権利や子どもの権利条約等を踏まえ、昨年12月に「教育機会確保法（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律）」が制定され、法を実施するために指針を策定することが定められています。文科省は今年3月に指針を作り、夜間中学校を各都道府県に少なくとも1校は作ることを求めています。そのために夜間中学校などにかかる教職員給与の1/3を国庫負担すると言っています。また、指針では本国で義務教育を終了していない外国人も対象としています。アジアのゲートウェイと標榜する福岡市における夜間中学校設置の取り組みは必要です。

先日、私は京都市に夜間中学校の調査に行きました。京都市の洛友中学校では夜間中学校と不登校生徒専用中学校が併設され、一部の授業が一緒に行われています。不登校生と夜間中学校の異年齢の交流がお互いに刺激し合っているとのこと。洛友中学校のような不登校生徒専用の中学校と併設することがこどもの成長に役立つと考えます。

2010年の国勢調査では未就学者が全国で12万8千人、福岡市で1847名、福岡都市圏では2570

人います。2014年の文部科学省の調査では、夜間中学校31校、在校生1849名中外国籍81%、日本国籍19%、また、自主夜間中学校や識字講座などに通っている約7400人の内、義務教育未終了者が5%、不登校等により十分な義務強を受けず卒業した義務教育修了者が4%います。夜間中学校卒業後の進路も高校39.8%、専門学校0.6%、就職34.6%となっています。この数字を見ても、潜在的なニーズはあると考えられます。

特に福岡都市圏で連携することが必要であり、洛友中学校のような不登校生徒専用の中学校と併設した夜間中学校設置を求めました。



視察調査報告

第1委員会 視察調査 (2017年7月24日(月)～26日(水))

■24日(月) 豊島区

調査目的：豊島区新庁舎移転に伴い実施した ICT 活用について（ワークスタイルの改革）

- 1、新庁舎移転に向けてファイリングシステムの統一を行い、会議資料はグループごとにデータで共有しペーパーレス化を進めていた。移転後すべての業務を行う職員（正規・非正規）にパソコンを貸与。管理職にはタブレットと携帯電話を貸与。庁内どこでも業務ができ、Web 会議ができるようにした。Web 会議はまだ少ない。
- 2、新庁舎には無線 LAN がどこでも使えるようにした。同時に職員の通信帯は 5GHz、来訪者は 2.4GHz の通信帯にして、1 アクセスポイントで職員と来訪者が使えるようにした。職員の通信帯に外部から侵入できないように区が貸与した機材の認識と個人の認証システムでセキュリティを確保している。
- 3、すべての業務従事者にパソコンが貸与されたことで、業務従事者の在籍管理ができる。またログ管理も行われており、万が一にも情報漏洩があれば流出機材の特定ができる。Skype（ユニファイドコミュニケーションシステム）を導入し、チャットができ、これまでのメールに比べて簡単な会話のやりとりが早くなった。同時にすべての電話を IP 電話に替え、パソコンに接続して電話ができるようにして、テレビ電話会議や Web 会議ができるようにした。IP 電話にすることで災害時の対応および経費節減を図った。
- 4、システムはこれまでの文書管理システムを委託してきた KDDI に包括的に委託。IP 電話の不具合や災害対策として、課長席に PHS を配備。IP 電話の通話途中回線切断や雑音の不具合解消には 1 年かけて改善。
- 5、すべての管理職にタブレットと携帯電話を貸与することで、常に管理職との連絡が取れ、決済が早くできる。決済はすでに電子決済になっている。すべての職員は Outlook によってスケジュールを確認でき、資料の共有や連絡等ができる。
- 6、各課で契約していた複合機を一括契約・集約配置することで 83 台を 46 台に削減。複合機を各エリアに通常使用とパソコンと接続の複合機をセットで配置。パソコン接続の複合機は IC カードをかざさないとプリントアウトしない。出先でもパソコンがあれば使用でき、セキュリティの確保と柔軟な対応ができるようにした。
- 7、会議室の管理も会議室にタブレットを設置し、使用状況を Outlook の予定表で管理。効率的な会議室の利用ができるようにした。
- 8、パソコンやシステムの一次的なトラブル等のサポートは別途に 24 時間の支援業務を委託して

いる。

- 9、議会においては全議員にタブレットを貸与。常任委員会などでは使用されているが、本会議では使用されていない。議場にはすでにモニターは設置されているが、議場での持ち込みについて議会で結論が出されていない。
- 10、費用と効果は、機材の初期投資の外にシステムの維持・管理費用があり、費用が若干増えているが業務の効率化は図られている。ペーパーレス化については、一部ペーパー使用状況はあるが白黒コピーで約 600 万枚削減できている。カラーについては視察が増えていることもあり若干増えている。Web 会議はまだ件数が少なく、今後活用されるものと思われる。
- 11、その他、議場と屋上庭園を視察。豊島区役所は超高層ビルの 4 階から 9 階にあり、1～3 階は商業施設や医療施設、10 階～40 数階は分譲住宅が入っている。

所見

全業務従事者にパソコンを貸与し IT 化による情報の共有化およびペーパーレス化と書類管理の効率化を進めていること、また庁内 LAN によるプリンターの集約による経費削減、移動先での業務の継続が可能にする、IP 電話など経費削減を進めていることが分かった。また管理職にタブレットと携帯電話を貸与することで、幹部職員が庁外にいても電子決済による迅速な決済を可能にする、また外出先での会議も可能にしている。他方、セキュリティの維持や機材およびシステムの維持・更新等にかかる費用も増大している。経費全体で見るとバランスがとれているのか、検証が必要ではないかと思われる。庁内 LAN のシステムはセキュリティのリスクが増大するのではないかという懸念を感じた。IT 化は災害時の電源喪失時のリスク分散をどうすべきか、検討が必要ではないかと感じた。

■25日(火) 川崎市

調査目的：公契約条例について

1、条例制定の経緯

野田市で平成 21 年に初めて公契約条例が制定され、川崎市においては平成 21 年 12 月議会での質問に市長が条例制定の意向を表明。平成 22 年 4 月に関係職員で川崎市公契約条例検討会議を設置し、条例案を作成。同年 9 月に市民へのパブリックコメントを実施、同年 12 月議会において全会一致で制定、翌平成 23 年 4 月施行した。パブリックコメントでは 208 通の意見書、838 件の意見が出され、条例制定を指示する声が多く、業界関係者の同意を得た。現時点では、議会や業界での反対の声はなく、条例違反の事業者はない。すでに契約に関する契約条例があり、契約条例を公契約条例に改正する形で制定された。

2、公契約条例とは

公契約条例とは、地方公共団体と民間企業が締結する契約に基づき、契約で働く労働者の賃金の下限を決め、その額以上の労賃を支払うことを入札・契約の条件として条例で定めたもの。公共事業の品質の確保と、社会保険の加入などの労働者の労働環境の整備を図ることを目的としている。

3、法的な問題

- 1) 憲法第 27 条第 2 項の「契約の自由」との関係については、契約の相手方に労働条件の遵守を求めるもので、公権力的な規制ではないので問題はない。
- 2) 最低賃金との関係では、平成 23 年 3 月 5 日の衆議院での民主党尾立衆議院議員の質問に対する政府答弁で、「条例において、最低賃金法で定める最低賃金額を上回る賃金を労働者に支払わなくてはならないとすることは、同法上問題はない」としている。
- 3) WTO 政府調達協定との関係
条例に基づく調達手続きにおいて、入札参加の機会および入札書の評価手続きにおいて「内国民待遇」および「無差別待遇」が与えられるのであれば違反が生じることは考えられない。

以上法的には問題がないことが明らかとなっている。

4、契約の範囲

- 1) 特定工事請負契約
予定価格（税込み）6 億円以上の工事請負契約
工事件数の約 1%、金額で 3~4 割程度
- 2) 特定業務委託契約
予定価格（税込み）1 千万円以上の業務委託契約のうち、契約規則等で定める警備（機会警備を除く）、建物清掃、屋外清掃、施設維持管理、データ入力、給食調理業務（H28.4~）の 6 業種、または指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定
契約件数の 10%程度、契約金額の約 75%。
- 3) 指定支出法人（市 25%以上出資、22 法人）および PFI 事業（7 事業）については努力義務

5、条例で定める労働者の範囲

- 1) 特定工事請負契約
契約に係る作業に従事する者、および自ら提供する労務の対象を得るために請負契約により作業に従事する者（いわゆる一人親方）。
- 2) 特定業務委託契約
契約に係る作業に従事する者。下請けや再委託先の労働者も含まれる。

6、作業報酬下限額の定め方

作業報酬下限額の決定は市長が作業報酬審議会の意見を聞いて決める。作業報酬審議会は労働者代表（労働組合など）から 2 名、事業者代表（商工会など）から 2 名、学識経験者（弁護士など）1 名の 5 名の構成で、それぞれの立場で調整する。

特定工事請負契約については国の公共工事設計労務単価を基準とし、特定業務委託契約は神奈川県最低賃金を基に上乗せしている。特定業務委託契約については平成 27 年までは生活保護費の時間単価換算額が最低賃金を上回っていたため、生活保護費の時間単価換算額を基準にしていた。

7、条例遵守の確保

- 1) 受注者の義務
市は作業報酬の基準額以上の支払いの義務を履行させる。そのために、市は受注事業者にすべての作業者を記載した作業報酬台帳を作成させ、市に毎月報告させる。また、市は受注者に対して労働者に労賃を周知する義務を課している。市は作業報酬台帳で確認。労働者からの申し入れが

あれば、資料請求し、立ち入り調査、是正勧告することができる。是正勧告に従わないときは契約解除、指名停止措置を講じることができる。現在まで違反事業者はない。

- 2) 労働者の権利
労働者は受注者または市に未払いの賃金に関して申し出ができる。申し出による不利益な取り扱い禁止されている。

8、波及効果について

経済波及効果については調査していない。特定時業務委託契約の場合、たとえば給食調理業務を受託している事業者が他の自治体の調理業務を受託していることがあり、その場合は川崎市の賃金を適用している事例もあることなどから、同業種の賃金への効果は出ている面もある。

9、課題

- 1) 労働者への周知が必ずしも徹底していないのではないかとされる。周知のためのポスター、チラシ、チラシに QR コードをつけるなどを行っている。労働者が自分の職種はどれに該当するのかが分からない人もいると思われる。
- 2) 対象事業を増やしてほしいという議会から要望があるが、業務量の問題で応じ切れていない。現在 26 人体制で作業報酬台帳をチェックしており、財政上これ以上の体制をとることは難しい。

10、公契約条例制定による財政上の負担増について

労務単価を条例の下限額で積算しては予算を組んでいる。落札額を 90%と見込んでいるので差金は多少減るが予算を超えることはあり得ないので問題はない。現在、議会からも事業者からも問題は出されていない。

所 見

公契約条例は法的も問題はなく、地域の賃金底上げに有効であり、福岡市も条例を制定すべきと考える。

■26 日（水） 札幌市白石区役所

調査目的：博多区役所建て替えに伴い効率的な区役所整備について

1、立て替えの経緯

白石区役所は政令市となった昭和 47 年（1972 年）に区民センターと併設して建てられた。築 40 年を迎えた頃の平成 11 年に議会で区役所を現在地の交通利便性が高いところに移転することが出された。平成 13 年には白石区町内会連合会連絡協議から区役所庁舎新築用地取得の要望が出され、平成 15 年に将来の区役所を含めた公共施設用地として現在地を先行取得した。当時は駐車場として使われており、まとまった土地として取得できた。当時は駐車場として使われており、まとまった土地として取得できた。平成 22 年第 1 回議会で早期移転を求める質問が出され、同年 9 月に移転整備の方針が表明された。

整備に当たり平成 23 年 1 月に来庁者へのアンケートを実施。平成 23 年 1 月~3 月に公募市民、区内在住学生、地域活動に参加する若者、住民組織、地域団体等の 24 名で区民ワークショップを 4 回開催。平成 23 年 10 月区民ワークショップ参加者を中心に白石区複合調査整備に関する検討委員会を 5 回開催。平成 24 年 4 月に、整備の条件についてパブリックコメントを行い、白石区複合

調査整備移転計画を確定、平成 28 年 11 月 7 日供用を開始した。

2、庁舎の概要



- ◆敷地面積 4,251.31 m²
 ※敷地の内、区役所の占有面積は 2,624.34 m²、残りは商業施設と民間駐車場 (250 台、区役所利用者と民間施設利用者の共用)。区役所利用者の駐車料金は無料。
- ◆構造 SPC 構造 一部 RC 構造
 地上 7 階 (7 階は倉庫)、地下 2 階
 ※地震発生時に人命の安全確保ができること、機材の損傷が少なく機能を維持できること、構造体補修が不要であることから免震構造を採用。
- ◆主要施設 白石区役所、保健センター、区民センター、区保育・子育て支援センター、区図書館、えほん図書館 (こどもの絵本専用)、駐輪場 (700 台、地下鉄利用者と共用)、地下 2 階の商業施設との間の空間に街づくりイベント広場

3、事業手法

事業手法については、市民の声を反映しにくいこと、民間が提供すべきサービスがあまりないこと、事業期間が長くなること、などから市の直営方式にした。財源は、社会資本整備交付金 1.5 億円、市債 47.7 億円、一般財源 15 億円、サポートほっと基金 (使用目的を指定する市民による寄付金) 5 千万円、計 64.7 億円 (用地取得費、設計費、移転費は含まない)。用地の半分は民間に 32 年の定期借地で貸し付け、賑わいづくりに商業施設と駐輪場を建設している。市は来庁者用に駐車場を借り受けている。借地料は年間 1100 万円。

4、白石区役所複合庁舎整備計画

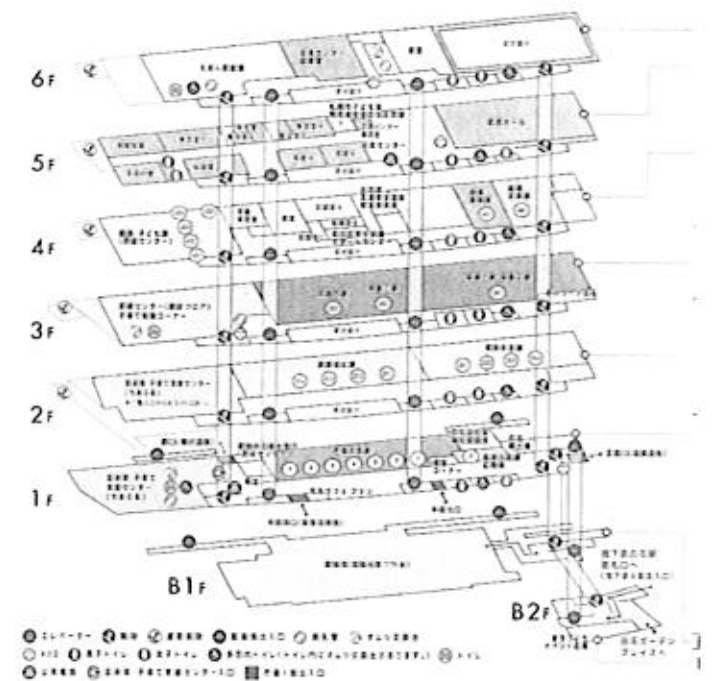
- 1) 区民に開かれた、利用しやすい施設
- 2) 環境に配慮した施設整備
- 3) 長期間の活用を見据えた施設整備
- 4) 防災の拠点となる施設整備



所見

市民の声が反映され駅に直結しており利便性が高いし、絵本図書館なども設置されている。他方、区役所の施設を下層部にし、上層部に区民センターや保健センターを設置しているため、区民センターでの催しがあるときや乳児検診などがあるときはエレベーターが 4 台あるが混雑するようである。駐車場についても、以前は平地で使いやすかったが新施設では駐車スペースが狭くなっており、利用しにくいという声があるようである。博多区役所建て替えにおいては、市民の声を生かすプロセスを検討すべきである。複合施設となると思われるが、隣が公園であることを生かした、市民にとって使いやすい施設を検討していただきたい。

◎白石区複合庁舎フロアガイド



広報委員会 視察調査

■日 時 2017年10月30日(月)、31日(火)

調査都市 京都市、神戸市

調査目的 他都市の取り組みを調査し、福岡市の広報活動に生かしていく

1、30日(月)京都市会

- 1) 民間放送局での議会中継
 - ・京都 KBS 放送に委託。KBS は京都市内の狭い放送エリアということで、京都市会、京都府議会の中継放送をしている。費用は 2400 万円。
- 2) 京都市会だより
 - ・議会本会議代表質問(福岡市の一般質問)について質問者の氏名と写真を掲載。
- 3) 常任委員会、市会改革推進委員会の Ustream、Youtube 放映。
- 4) 政務活動費に関する全ての報告書類を PDF にしてネットで公開。
 - ・PDF 化を業者に委託。委託費 32 万 4 千円。
 - ・議会で 1 年かけ議論、平成 28 年度(平成 27 度分)から掲載。
 - ・当初書き込みや苦情などが出るのではないかと危惧されたがそのようなことは起こっていない。
- 5) 手話通訳をネット中継・録画に掲載
 - ・手話は本会議と別室で画像を見ながら同時通訳され、それを本会議画像に載せている。
 - ・平成 28 年 3 月に議員提案で「手話言語条例」を制定。それを受けて事務局で事業を始めた。
 - ・手話通訳システム改修費 100 万円、手話通訳者派遣費用 352 万 8 千円。
- 6) 市会紹介パンフレット「おしえて」を京都市内全ての小学校に配布、教材として使用
 - ・その他、ホームページ掲載および市内の市施設に配架。
- 7) 親子ふれあい議場見学を 11 月 3 日に年 1 回実施
- 8) 毎定例議会(年 4 回)前に議会の開催案内のチラシ、ポスターを作成・配布
 - ・チラシ 議員に一定数を地元で配布してもらう。
 - ・ポスター 市内の公共施設、バス、地下鉄に掲示。
市内の全て(私立、国立、私立、府立)の小中学校、高校に 1 枚配布し掲示。
- 9) 市会のフェイスブック活用
 - ・文字数が制限されない、写真掲載ができる、閲覧者は記名ということで問題が起こりにくい。

2、31日(火)神戸市会

神戸市では平成 23 年 7 月に「神戸市会活性化に向けた改革検討会」を設置。検討会では、①執行機関に対するチェック機能の強化、②政策立案・提言機能の強化、③市民参加の積極的な促進、④議会及び議員活動のあり方等、を課題とし検討された。平成 24 年 8 月に報告書がとりまとめられた。広報の取り組みについては「市民参加の積極的な促進」の課題の一つとして取り組まれた。

- 1) 平成 24 年から、本会議、常任委員会、特別委員会のインターネット生中継、録画中継を始めた。
 - ・常任委員会の部屋では理事者向きに 1 台、議員向きに 1 台の計 2 台のカメラが設置され、職員が切り替えの操作を行う。費用は回線の設置費と機材のリース代年 360 万円。
 - ・常任委員会での生中継及び録画についての議論はあったが実施。開催時間は延びたようであるが特に問題となっていない。
 - ・委員会での質問時間制限はない。また、終了時間の特に規定はない。委員長の差配で進めてい

る。

- 2) 平成 27 年 6 月から本会議の生中継・録画に手話通訳を載せた
 - ・議員提案で手話言語条例が作られ、実施することとなった。手話は NPO 法人に委託、委託料は年 150 万円。
- 3) 平成 27 年度交付分から政務活動費のネット公開を始めた。
 - ・平成 27 年に不正が発覚し、再発防止策として代表者会議においてネット公開実施を決めた。公開前に税理士で点検。
 - ・公開は領収書の写し、調査活動の報告等成果物、会派の印刷物(会派単位の交付)。
- 4) 委員会視察調査報告書、行政調査、実地調査、海外視察調査をホームページに掲載
- 5) 議会事務局による平成 23 年からメールマガジン、平成 25 年からフェイスブックを発信
 - ・ホームページの更新、議会日程の案内、議会事務局の苦勞話、読者のコメントへの回答。
 - ・ツイッターと違って読者を把握できる。
- 6) 市会開催のポスター図案を公募し、2 千枚作成。千枚を市営バス、市営地下鉄に掲示、千枚を市内公共施設に掲示及び議員一人 5 枚配布。
- 7) 議場見学会の受け入れ
 - ・希望する市民や小学校を受け入れ。
 - ・教育委員会が社会見学できる施設の案内の中に議場見学を入れており、市内 180 校の内 10 校程度が議場見学にきている。

所見

京都市および神戸市では常任委員会および特別委員会の生中継・録画中継をしているが特段問題は起こっていない。また、両市会ともに手話言語条例を制定し、本会議での手話通訳を実施している。また、両市会とも政務活動費のネット公開を実施しているが、これについても特段問題は起こっていない。常任委員会・特別委員会の中継、手話通訳の実施、政務活動費および成果物のネット公開を実施すべき時期にきている。

【あらき龍昇 プロフィール】

1952年生。生協（現グリーンコープ）へ就職後、産直運動や室見川の環境を守る活動、人工島問題などに取り組む。現在、4期目。市民の暮らしの安心のために税金を優先的に使い、市民が納得・共感できる市政をめざす。各校区で市政報告会を続けている。

福岡市議会議員（早良区）あらき龍昇

〒814-0033 福岡市早良区有田5丁目17-7

電話：862-8980

E-mail：f-lopas@hf.rim.or.jp

HP：https://www.araki-jp.com/